

甲府市都市公園条例（昭和 3 2 年条例第 5 2 号）新旧対照表

改正後（令和 7 年 4 月 1 日から）				現行（令和 7 年 3 月 3 1 日まで）			
別表第 1（第 7 条、第 7 条の 2 関係）				別表第 1（第 7 条、第 7 条の 2 関係）			
2 都市公園を占有する場合				2 都市公園を占有する場合			
占有物件		単位	金額	占有物件		単位	金額
第 1 種電柱		1 本につき 1 年	8 0 0 円	第 1 種電柱		1 本につき 1 年	6 6 0 円
第 2 種電柱			1, 2 0 0 円	第 2 種電柱			1, 0 0 0 円
第 3 種電柱			1, 7 0 0 円	第 3 種電柱			1, 4 0 0 円
第 1 種電話柱			7 1 0 円	第 1 種電話柱			5 9 0 円
第 2 種電話柱			1, 1 0 0 円	第 2 種電話柱			9 5 0 円
第 3 種電話柱			1, 6 0 0 円	第 3 種電話柱			1, 3 0 0 円
共架電線その他上空に設ける線類		長さ 1 メートルに	7 円	共架電線その他上空に設ける線類		長さ 1 メートルに	6 円
地下電線その他地下に設ける線類		つき 1 年	4 円	地下電線その他地下に設ける線類		つき 1 年	4 円
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所		1 個につき 1 年	1, 4 0 0 円	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所		1 個につき 1 年	1, 2 0 0 円
郵便差出箱			6 0 0 円	郵便差出箱			5 0 0 円
水道管、下水道管、ガス管	外径が 0. 0 7 メートル未満のもの	長さ 1 メートルにつき 1 年	3 0 円	水道管、下水道管、ガス管	外径が 0. 0 7 メートル未満のもの	長さ 1 メートルにつき 1 年	2 5 円
その他これらに類するもの	外径が 0. 0 7 メートル以上 0. 1 メートル未満のもの		4 3 円	その他これらに類するもの	外径が 0. 0 7 メートル以上 0. 1 メートル未満のもの		3 5 円

	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		64円		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		53円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		86円		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		71円
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		130円		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		110円
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		170円		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		140円
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		300円		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		250円
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		430円		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		350円
	外径が1メートル以上のもの		860円		外径が1メートル以上のもの		710円
競技会、展示会、博覧会、集会その他これらに類する催しのために設けられる仮設工作物	占有面積1平方メートルにつき1日		48円	競技会、展示会、博覧会、集会その他これらに類する催しのために設けられる仮設工作物	占有面積1平方メートルにつき1日		38円
祭礼、縁日その他の催しに際し、一時				祭礼、縁日その他の催しに際し、一時			

的に設ける露店その他これに類するもの		
標識	1本につき1年	1, 100円
防火用貯水槽その他これに類するもので地下に設けられるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	500円
工事用施設又は工事用材料置場	占用面積1平方メートルにつき1月	480円
その他のもの	市長が定める額	

備考

- 第1種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 第1種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。

的に設ける露店その他これに類するもの		
標識	1本につき1年	950円
防火用貯水槽その他これに類するもので地下に設けられるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	500円
工事用施設又は工事用材料置場	占用面積1平方メートルにつき1月	380円
その他のもの	市長が定める額	

備考

- 第1種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 第1種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。

- 3 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。
- 4 占用面積若しくは占用物件の長さが0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算するものとする。
- 5 使用料の額が年額で定められているものに係る使用の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは月割をもって計算し、1月未満の端数があるときは1月として計算し、使用料の額が月額で定められているものに係る使用の期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは1月として計算するものとする。
- 6 前各項の規定に基づき計算して得た1件の占用料の額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

- 3 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。
- 4 占用面積若しくは占用物件の長さが0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算するものとする。
- 5 使用料の額が年額で定められているものに係る使用の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは月割をもって計算し、1月未満の端数があるときは1月として計算し、使用料の額が月額で定められているものに係る使用の期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは1月として計算するものとする。
- 6 前各項の規定に基づき計算して得た1件の占用料の額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。